(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊丹市昆陽八丁目七〇番一から同市寺本一丁目四六番一まで	前	二五・〇〇～六三・〇〇メートル	〇・一〇五キロメートル
	後	二五・〇〇～六三・五〇〇メートル	〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
うきは市浮羽町山北字上保木一一七三番四から同市浮羽町三春字岸山五九八番三まで	前	九・九〇～一九・三〇メートル	〇・二〇一キロメートル
	後	一一・八〇～二二・〇〇メートル	〇・二〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号及び三百八十七号	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字北園五三番一から同町大字大隈字北園五四番一〇まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二百十号	由布市挾間町下市字上大六四三五番二から同市挾間町下市字上大六四一九番三まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年四月四日

○北海道開発局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年四月四日

北海道開発局長　今　日出人

一　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年国土交通省告示第百三十三号苫小牧圏都市計画公園事業八・四・二十一号国立民族共生公園
二　施行者の名称　国土交通大臣
三　事務所の所在地　北海道札幌市南区滝野二百四十七番地国土交通省国営滝野すずらん丘陵公園事務所
四　事業地の所在　北海道白老郡白老町若草町一丁目及び二丁目並びに字白老

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律
関税定率法等の一部を改正する法律
独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律
独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

三月三十一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

議案通知書受領

三月三十一日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案
雇用保険法等の一部を改正する法律案
又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

質問書提出

三月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＧＡＴＴの諸規定に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）
パチスロ遊技機の旧基準機の認定問題等に関する質問主意書（高井崇志提出）
テロ等準備罪に関わる逮捕の要件が法文上当然明らかであるか否かに関する質問主意書（逢坂誠二提出）
テロ等準備罪に関わる二百七十七個の対象犯罪に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
東京五輪・パラリンピックで提供される食事に使う食材の調達に関する質問主意書（大西健介提出）
「軍事研究」に関する質問主意書（大西健介提出）

答弁書受領

三月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二提出組織犯罪処罰法改正案に関し一般人は含まれないとする官房長官の発言内容に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出いわゆる「スーパー三〇一条」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出ＧＡＴＴの諸規定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出テロリズムの定義に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出「国に準ずる組織」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出ＩＬＯ第百号条約の交渉過程に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出外務省改革の進捗状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出武力紛争と武力衝突の考え方に関する質問に対する答弁書